

第三十條 工場代會ニ代表是憲法、代會委員選出名を置く

第三十一條 工場代會ハ本部又支局又辦事處ハ二つニ分離せしむチノイズ  
ミ本部ニ提出シ承認セシムテ第ニチノイズ

第三十二條 工場代會ミ財團セシムテ之ヲ以テ工場ハ代會内賄外費を支拂  
セム時總支給チノイズ

第三十三條 同一工場ニ就キ聯合員合各以十二票之私小組合ハ工場代  
會ミ財團セシムチノイズ

第三十四條 財團内組ハ限ニテセシム

支局内組ハ限ニテセシム

支局又辦事處ハ本部又支局又辦事處ミリ一室ハ附合モ又モ並立ニ想  
支局ニ支局又辦事處。支局委員選出名を置く

第三十五條 支局ニハ聯合會並ニ支局代會ハ二つニ分離セシムテ

支局ハ本部又辦事處ニ於シ取組セシムテ此類スルモノトス

財團法人協調會大阪支所

## 第廿條 分會内規ハ別ニ之ヲ定ム

### 第三章 機關

#### 第一節 大會

第三十一條 大會ハ本組合ノ最高決議機關ニシテ代議員及執行委員ヲ  
以テ構成ス 但シ執行委員ハ決議權ヲ有ス

第三十二條 大會ハ毎年一回定期開催シ執行委員長之ヲ召集ス  
但シ執行委員會必要ト認メタル場合若シクハ組合員三分ノ二以上ノ請求アリタル場合ハ臨時召集スルコトヲ得

第三十三條 ①代議員ハ各支部及本部ニ所屬スル組合員給名ニ壹名ノ割合ヲ以テ選出シ端數五名以上ニ達シタル場合ハ憲名ヲ増スモノトス

②代議員選出方法ハ各支部及分會ニ於テ之ヲ定メ選出後其ノ資格ヲ證明スル信任狀ヲ大會ニ提出スルモノトス